

札幌市避難場所基本計画検討委員会設置要綱

(平成 24 年 6 月 29 日危機管理対策室長決裁)

(目的及び設置)

第 1 条 札幌市避難場所基本計画の策定にあたり、幅広い市民の意見と各分野の専門的な見識を反映させることを目的として、札幌市避難場所基本計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 委員会は、15 名以内の委員で組織する。

2 委員は、学識者、地域住民、公募に応じた市民その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(委員長)

第 3 条 委員長は北海道教育大学札幌校総合学習開発専攻教授をもってあてる。

2 委員長は、委員会の議長となり、会務を統括する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめその指定する者がその職務を代理する。

(検討委員会)

第 4 条 検討委員会は、委員長が必要に応じて召集する。

2 検討委員会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、開催することができない。

(意見の聴取及び資料提出)

第 5 条 委員長は、検討を進めるにあたり必要があると認めるときは、会議において関係者の出席を求め、その意見、説明及び資料の提出を求めることができる。

(謝礼)

第 6 条 委員に対して、会議 1 回の出席につき謝礼として 12,500 円を支給する。

(事務局)

第 7 条 検討委員会の事務局は、札幌市危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課に置く。

(会議の公開)

第 8 条 検討委員会は公開とし、会議録は発言者の氏名を含めてこれを公開する。ただし、検討委員会の委員の出席者の過半数の同意があったとき（可否同数のときは委員長が決定する。）は非公開することができる。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員の協議により別途定める。

(廃止)

第 10 条 検討委員会は、平成 25 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。